

原子力規制委員会における独立行政法人の評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」(総務大臣決定、令和4年3月2日改定)及び「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(総務大臣決定、令和4年3月2日改定)に基づき実施する。

### 1. 国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会における審議

- (1) 法人から提出された自己評価書等に基づいてヒアリング※
- (2) 自己評価書についての意見、運営改善につながる提言を部会として取りまとめ

第三者の立場から、研究成果についての社会的見識、科学的知見、国際的水準等に即した意見及び自己評価書の正当性・妥当性、長のマネジメントの在り方等についての意見を頂くとともに、国立研究開発法人の研究開発成果の最大化や、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善につながるよう提言を頂く。

※主務大臣による法人の長からのヒアリング等も兼ねる。

### 2. 国立研究開発法人審議会における審議

原子力規制委員会国立研究開発法人審議会運営規程(平成27年6月2日原子力規制委員会国立研究開発法人審議会決定)第10条に基づき、業務実績評価等に関する主務大臣への意見等については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

### 3. 原子力規制委員会による決定

審議会の意見については、審議会事務局である技術基盤課から原子力規制委員会に報告する。審議会の意見を踏まえて、原子力規制委員会において、各法人の業務の実績評価を決定する。